

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200293号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月21日から昭和64年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。退職日は昭和63年12月31日だったので、調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和63年12月20日であり、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったところ、請求者の氏名を記憶している者はいたものの、請求者の同社における退職日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、請求者は請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していない上、A社の事業主は、請求期間当時の資料はなく、請求者の退職日等については不明であると回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。